

## 第5回（仮称）都の北学園 学校経営検討委員会 議事要録

### ●日時・場所・参加者

(1) 日 時：令和2年10月8日（木）午後6時30分～午後7時00分

(2) 場 所：赤羽会館 4階大ホール

(3) 出席者：検討委員会委員 31名 傍聴人：9名

#### 1 検討委員会設置要綱の改正について

「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校」から「（仮称）北区立都の北学園」に名称の変更をした

#### 2 これまでの経緯について

（仮称）北区立都の北学園設置にかかるこれまでの検討経過について、事務局から説明があった。

#### 3 今後のスケジュールについて

（仮称）都の北学園学校経営検討委員会の今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

#### 4 協議の進め方について

今後の協議を円滑に進めるために各部会への一任をすることについて、事務局から提案があった。

#### 5 工事の進捗状況について

新築工事の着手時期と期間の変更について、学校改築施設管理課長から説明があった。

※説明及び質疑応答の内容は、次ページ以降を参照

## ●説明及び質疑応答

### 1 検討委員会設置要綱の改正について

### 2 これまでの経緯について

事務局

検討委員会設置要綱につきまして、第1条、第2条に記載されている学校名について、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校、こちらの名称が（仮称）都の北学園に変更になりました。

次に「これまでの経緯について」でございます。

第1回目の検討委員会は平成30年8月6日に開催されました。そのあとは校名等部会にて、校名選定のための協議を重ね、今年の9月6日の第4回検討委員会で校名の選定を行い、9月11日の令和元年度第9回教育委員会定例会へ校名（案）について、東京都北区立都の学園に決定いたしました。簡潔ではございますが説明の方は以上でございます。

委員長代理

ただいま事務局からありました説明について何かご質問がございましたらお願いいたします。質問の際には、最初に町会自治会名とお名前をお願いいたします。ここで質問ございましたら、挙手をもってお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、次第の2「学校経営検討委員会の今後のスケジュールについて」事務局からの説明をお願いいたします。

### 3 今後のスケジュールについて

事務局

今後の委員会の説明をさせていただきます。今後の委員会は各部会で協議された内容を確認するための場として開催を予定しております。資料4をご参照ください。こちらには、委員会と各部会の今後のスケジュールの案をお示ししております。上段の委員会のスケジュールについて、簡潔にご説明をさせていただきます。左上にありますのが本日の委員会でございます。次に予定しておりますのが、令和3年11月でございます。こちらでは、校名・校歌・校章部会で検討された校歌、校章の選定内容の確認と、学校運営部会で検討された標準服・指定用品の検討経過の確認を行います。

その次に令和4年10月でございます。こちらでは学校運営部会で協議された標準服・指定用品の選定内容の確認を行います。その他は記載されている通りでございます。事務局としてはこのように年に1回の頻度での開催を予定しております。以上でございます。

委員長代理

ありがとうございます。今の事務局からの説明でご質問ある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは次に、次第の4「協議の進め方について」事務局の方から説明をお願いいたします。

#### 4 協議の進め方について

事務局

資料5をご参照ください。「今後の協議の進め方について」事務局の方から提案でございます。読ませていただきます。

提案事項。学校経営検討委員会は、(仮称)北区立都の北学園設立に向けて、集中的かつ円滑に検討課題についての協議を進めるため、校名・校歌・校章部会と学校運営部会に対し決定権を含めた権限を一任するというものでございます。一任事項については、校歌の作成、校章の作成、標準服の選定、学校指定用品の選定についてです。一任事項については資料の事前送付の際にお示ししておりました検討のポイントとして、校歌を新たに作成するか既存校の校歌を活用するかについてや標準服の導入学年についてというものが含まれます。

続いて資料6の「公費負担の考え方について」、教育政策課長から説明をさせていただきます。

教育政策課長

私の方から資料6でございます公費負担の考え方というものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、標準服でございます。制服でございますけれども、これは、この後の学校運営部会でお話する内容かと思っておりますけれども、皆様にあらかじめご承知おきいただいた方がよろしいのではというふうに考えまして、このタイミングでご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

ここにお示しの通り、これは適正配置による統合の際の例ですけれども、公費負担とする場合は、これまで使用していた標準服あるいは学校指定用品、これが新校の開校に伴いまして新たに異なる仕様のものに切り替える必要が生じ、かつこれまで使用していたものが使用できなくなった場合には公費負担とするというものでございます。

使おうと思えば使えるのに、区の方針で新しいものを使わざるをえなくなるという時は、これは区として公費負担しましょうという考え方をここにお示ししてございます。

今回の都の北学園、これから標準服あるいは指定用品をご協議いただきますけれども、この例を方針としていますということをあらかじめご議論いただく前提としてご理解をいただければというふうに思っております。

少し説明させていただきますけれども、例えば、都の北開設と同時に標準服のデザインを変えとなりますと、令和6年度開校ということでございますので、今の中学生は制服ということでございます。標準服ということでございます。新中二、中三になる生徒の標準服は、令和6年度開校の時、本来ならばそのまま着ることができ

るのに、もしデザインを変えるということになると、一貫校という新たな学校いわば区の方針によって従来のものを着ることができない、せつかくずっと着用できると思って買っていたのにそれは使えないという場合、この場合は公費で助成しようという考え方でございます。

ただし、新中1につきましては、小学校まで私服だったということでございます。新たな中1になる時に、標準服、制服になる、この場合は、これまでの適正配置の統合校になった場合の例からも公費負担はしない、保護者負担とさせていただくということでございます。これが先例となっております。

この考え方でございますけれども、仮にですね、小学生、例えば、小学1年生或いは4年生に標準服を導入するといったことになった場合にも同様の考え方をとるということにさせていただきたいと思っております。ちょっと繰り返しになるんですけど、これまで指定されたものがあって着ようと思えば着られるのに新しいデザインを来なきゃいけないので着ることができなくなった、という時には負担する、そういうことではないので、今の例の小学生の場合ですけれども、この部分は公費負担の対象でないということでございます。地域でこういう一貫校のご議論、今回の都の北についてお考えをいただくこととなりますので、こういう議論をする時にどうしても助成の方向に進めることができないかという、児童・生徒・保護者を思って、ご意見をいただくということになりがちですけれども、このあたりは前提としてご理解をいただければと思っております。要はですね、区の立場としては全体を見る必要がございます。全体のバランスを取る必要がございます。現状、小学校で制服を導入している学校、王子小それから王二小でございます。これ毎年保護者負担で購入をしていただいております。また服はいずれか、私服、制服に限らず必要ということもございますので、例えば王子小、王二小に限らず他の私服の学校も含めて、この都の北だけ小学生にも導入するとなった場合に、服の購入費を助成するのはバランスが取れない、というふうにも考えてございます。標準服、制服の購入費用は約3万円というふうに見込んでございます。標準服にさせていただいた方がイニシャルコストの最初の購入費用がかかりますけれども、結果的に経済的というようなご意見もあるというふうにも聞いてございます。なお、一定の所得基準以下の世帯につきましては、現状、制服の購入費、直接支援する仕組みはございませんけれども、就学援助というような仕組みの中で学用品費、或いはこれ新小1、新中1だけでございますけれども新入学準備金といたしまして、小学校6万3100円、中学校7万9500円、こういった制度の仕組みはあるところでございます。新中1、ちょっとまた重ねて申し上げますけれども、新中1、これまでの流

れであらかじめ中学生になったら標準服の購入を盛り込んでもらっているのが比較的スムーズだと思いますけれども、そういう意味では小学生の制服、これ標準服を導入する場合、これ新中1と同じようにあらかじめ早い時期に令和6年度になったときに、制服、標準服になるということ織り込んでもらう必要があると、私どもでは思っています。数年前の早い時期から保護者負担となることを周知していくことが必要とと思っています。

ちょっと話は変わりますが次に体育着等の指定用品でございます。これも同じ考え方をとります。すでに保護者が購入したものがあって、それを切り替える必要がある場合、この場合は助成するという考え方を持っています。指定用品につきましては、稲田小それから神谷小学校もすでに導入済みですので、具体的に言いますと指定用品といいますと体育着等のことを言うんですけれども。体育着等の使用、これまでのものから切り替える必要が出た場合、新中2、中3である新7年生、8年生、それから、これ小学校もそうですけど、新小2から新小6、すなわち新2年生から6年生まで、すでに保護者が購入したものがあって、それを区の方針で変えなきゃいけない、切り替える必要がある、この部分を助成するという考え方を持っています。今、新型コロナの関係で、区の財政は非常に苦しい状況でございます。向こう何年か厳しいというふうに言われてございますけれども、この部分の経費につきましてはしっかりと確保していきたいというふうに考えてございます。なお、一方で新中1、指定用品でございますけど、すなわち新7年生、或いは新小1いわゆる新1年生ですけれども、この体育着の指定用品については、もう最初から保護者に買っていただくということでございますので、公費負担の対象としないというものでございます。説明は以上でございます。

あらかじめ、この旨をご理解いただいた上で、制服、標準服の導入、指定用品の購入等についてご議論いただければと思っています。以上でございます。

委員長代理

ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありました、「今後の協議の進め方について」質疑を行います。

ご質問のある方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは皆様ありがとうございます。ここまでは順調にしておりますので、ただいまの件について、ご異議がなければ拍手をもってご承認をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。（拍手）ありがとうございます。

続きまして、次第の4「工事の進捗状況について」、学校改築施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校改築施設  
管理課長

## 5 工事の進捗状況について

この4月から着任させていただきました学校改築施設管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、資料番号がついてないんですけども「(仮称)都の北学園整備の進捗状況と今後の予定」という資料、A4・1枚の資料をお配りさせていただいていると思いますので、そちらをもとに進捗状況等ご報告させていただきます。

まず初めに、今回のご説明で伝えておきたいポイントの方、大きく2点ございますので、まず伝えさせていただきます。

まず一つ目は、令和6年4月の新校開校時期につきましては変更がございません。ということでございますけれども、これから説明いたしますが、新校の開校の時期にはまったく影響が出ていないところなのですが、スケジュールに変更が出ているのが一つ。

二つ目といたしましては、もうこれまで皆様ご議論いただいていた隣接する都有地の関係でございます。こちらの方には記載がございませんけれども、現在、東京都と交渉の方は順調に進んでおりまして、区が取得できる方向で条件面等スケジュールも含めて、順調に確認作業それぞれ必要な手続きを行っているところでございます。また、具体的に取得ということだと区議会の議決とかそういうような段階があればもうちょっとしばらく先になりますけれども、取得できる方向で順調に進んでおりますので、この場をお借りしてこちらのご報告をしたいと思っております。

これが一応、今回説明させていただこうということではあります。こちらの資料に基づいて進捗状況をご説明させていただきます。

まず1番目一つ目の丸でございますけれども、神谷体育館や神谷公園の解体工事でございます。こちら本当に近隣の皆様や近くにお住みの皆様には、大変ご迷惑おかけしたんではないかと。ご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。こちらの方は、予定通り9月をもって解体工事の方は終了することができました。どうもありがとうございました。

その下のところでございますけれども、この実施設計の関係でございます。これまでの実施設計につきましては、同じく9月に終わる予定ということで、ご案内させていただいたところですけども、12月まで3ヶ月延長しなくてはならない状況となっております。こちらその下に、理由が一つ書かせていただいておりますけれども、こちら大きく二つあります。

一つ目は、今申し上げた解体工事の中で、現在の神谷中学校の敷地のところに地中障害物が発見されてしまったと。こちら、木造校舎時代の基礎なんじゃないかと伺っているんですけど、そちらが

ちょっと出てきてしまったということで、それに関する撤去の工事、また撤去した後に地面を平らにする地盤工事というのを、設計をしていかなければならないということで、そういう追加業務が発生したことが一つ。

二つ目といたしましては、新型コロナウイルスの関連の政府の緊急事態宣言を受けまして、こちらの学校の設計を受けている事業者の方が在宅勤務をせざるをえなかったというところがありまして、その関係で設計の業務が、進捗が少し遅れてしまったということで、この大きな二つの理由から3ヶ月実施設計の方を延長させていただいたと、せざるをえないといった状況となっております。

その下でございます。新校舎の建築工事のスケジュールでございます。従前のご案内ですと令和3年の1月から令和5年の11月まで工事入らせていただきたいというようなご案内させていただいていたと思うんですが、こちらの方が3ヶ月スライドする形になります。そういう面でスタートの時期が令和3年4月工事開始で終わりの方につきましては1ヶ月延ばさせていただいて令和5年の12月を予定ということで考えています。工事期間からいたしますと、従前35ヶ月の予定から33ヶ月に短縮されたというところがございますけども、こちらにつきましても改めて工法ですとか、施工の手順等の見直しを行いまして、33ヶ月で十分対応できるというような形で区の建設関係の部署からも確認させていただいておりますので、そういう面では全く令和6年4月の開校には問題がないといった状況でございます。

こちらの下段の令和6年4月の開校、また、その後の校庭整備等のスケジュールにつきましては、従前のご案内の通りでございますのでご安心いただければと思います。我々といたしましては、令和6年4月の開校に向けて関係部署としっかり連携させていただいて、こちらの令和6年の約束をしっかりと果たせるように取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き皆様のご協力いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。私からは以上です。

委員長代理

ありがとうございます。

ただいま事務局から、工事の進捗状況について、スケジュールについて説明がありましたが、何かこれについてのご質問ございますでしょうか。挙手をもってお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは、本件については事務局の説明通りのスケジュールで了承いたします。

最後に、次回の委員会について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

次回、第6回学校経営検討委員会につきましては、各部会での選

定内容、検討経過の報告、確認の場としまして、令和3年の秋頃に行いたいと考えております。しかしながら、部会の進み具合により開催時期が前後する場合がございますので、こちらの方はご承知ください。事務局からは以上でございます。

委員長代理

それでは、本日の学校経営検討委員会は以上で終了といたします。この後、皆様には各部会へのご参加をお願いいたします。校名・校歌・校章部会の委員の方は、こちらの大ホールにお残りください。学校運営部会の方は、お隣の小ホールの方にご移動をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、ご協議いただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくをお願いいたします。